

砺波市告示第143号

砺波市ゼロカーボンシティ推進会議設置要綱を次のように定める。

令和6年5月13日

砺波市長 夏野 修

砺波市ゼロカーボンシティ推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条の規定に基づく、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画のうち、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する計画(以下「地方公共団体実行計画(区域施策編)」という。)の策定にあたり、関係者から広く意見を聴取するため、砺波市ゼロカーボンシティ推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定や見直しに関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に必要な関連施策の検討、点検及び評価に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の構成員
- (2) 公募に応じた市民
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進会議に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、福祉市民部市民生活課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。